

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債権等償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産：定額法
- ・ソフトウェア等の無形固定資産：定額法
- ・リース資産
 - ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
 - ・リース契約1件あたりリース料総額300万円以下又はリース期間1年以内のファイナンスリース取引及びオペレーティングリース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法によっている。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金：職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

退職給与引当金：職員の退職金の支給に備えるため、退職金規程に基づき計算した期末退職金要支給額より、中小企業退職金共済期末試算額を差し引いた金額を計上している。

徴収不能引当金：個別評価をする金銭債権については、債券金額から回収見込額を控除した金額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職金給付制度は、独立行政法人 勤労者退職金共済機構の退職金共済に加入している。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア サン・ふれあい菰田拠点（社会福祉事業）
特別養護老人ホーム
短期入所生活介護
- イ ふれあいセンター菰田拠点（社会福祉事業）
通所介護
訪問介護
認知症対応型共同生活介護
- ウ 本部拠点
- エ ふれあいホーム菰田拠点（公益事業）
地域密着型特定施設入居者生活介護
- オ ふれあいハウス芳美拠点
ふれあいハウス芳美
ふれあいハウス芳美Ⅱ

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

ア. 建物（基本財産）の当期減少額は全額減価償却費である。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	199,363,422	0	0	199,363,422
建物	525,454,802	0	24,085,816	501,368,986
合 計	724,818,224	0	24,085,816	700,732,408

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供している資産はありません

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	828,427,626	327,058,640	501,368,986
建物	695,127,230	287,180,002	407,947,228
構築物	20,870,140	17,844,029	3,026,111
車輛運搬具	10,145,473	8,744,262	1,401,211
器具・備品	37,611,110	33,904,049	3,707,061
合 計	1,592,181,579	674,730,982	917,450,597

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
記載不要			
合 計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし